

**平成25年度 第2回四街道市指定管理者選定評価委員会
(福祉施設等合議体) 会議概要**

開催日時	平成25年7月31日(水) 13:00~17:50
開催場所	四街道市役所 本館3階 第2委員会室
出席委員	生駒委員(会長)、柳谷委員(副会長)、穴澤委員、大塚委員、幸田委員
欠席委員	なし
事務局	行革推進課:永易課長、濱田副主幹、小安主任主事
説明者	福祉政策課:谷嶋課長、關主査 障害者支援課:鶴岡課長、杉本主任主事
開催形態	公開
傍聴者	0人

会議概要

- 1 開会
- 2 会長あいさつ
- 3 副市長あいさつ
- 4 諮問(指定管理者評価依頼書により諮問)
- 5 議事録署名人の選出(柳谷委員、穴澤委員を選出)
- 6 指定管理者評価方法及び評価基準等について
- 7 議題
 - (1) 平成24年度に実施された指定管理者による施設管理状況の評価
 - ① 旭ヶ丘老人憩の家
 - ② 四街道市国民保養センター鹿島荘
 - ③ 四街道市総合福祉センター及び南部総合福祉センターわろうべの里
 - ④ 四街道市福祉作業所
 - (2) 平成24年度に実施された指定管理者による施設管理状況の評価に係る答申(案)
 - ① 旭ヶ丘老人憩の家
 - ② 四街道市国民保養センター鹿島荘
 - ③ 四街道市総合福祉センター及び南部総合福祉センターわろうべの里
 - ④ 四街道市福祉作業所
- 8 答申(指定管理者評価結果通知書により答申)
- 9 その他
- 10 閉会

委員意見等

議題1 平成24年度に実施された指定管理者による施設管理状況の評価

① 旭ヶ丘老人憩の家

所管課：(資料説明)

生駒会長：既に当該施設は公の施設としての役割が廃止され、自治会館として地元（旭ヶ丘）へ無償貸与されているとのことであるが、引き続き施設が有効に活用されているかの確認等について、市の関わりはどうか。

所管課：基本的には自主運営に任せているところであるが、将来的に既存の建物を取り壊し、自ら自治会館を建設したいという地元の要望があることから、必要に応じて各種支援を行う等、従来どおり相互に連絡を取り合いながら連携を図っている。

幸田委員：当該施設は、これまで年間12,000人以上もの利用実績があり、高齢者福祉の増進に寄与してきたが、「老人憩の家」としての機能は全くなってしまうのか。

所管課：運営主体は変わらないため、必要な事業（お年寄りを対象としたレクリエーション等）については、自治会館に建て替わっても継続して実施されると考えており、これまでの「老人憩の家」の機能やノウハウが施設の運営に活かされるものと期待している。

幸田委員：地元自治会に対しては、これまでの指定管理者としての功績を高く評価すると共に、今後においても、本来の意味での「民」の力による効果的な管理運営をお願いしたい。

柳谷委員：新たな自治会館の建設に当たっては、地元自治会が活用できる補助金等はあるか。

所管課：市の自治振興課から「地区集会所建設費等補助金」として約900万円の補助金、及び宝くじの「社会貢献広報事業」から約1,500万円の助成金を見込んでおり、2種類の補助金等の活用が予定されている。

生駒会長：その他意見等なければ、旭ヶ丘老人憩の家の指定管理者の評価についての質疑はこれで終了とする。

② 四街道市国民保養センター鹿島荘

所管課：(資料説明)

大塚委員：指定管理者の自己評価において、「建物・設備の保守点検」が「×（できていない）」と記載されているが、理由は何か。

所管課：施設本体の問題であるが、老朽化への対応の遅れがマイナス要因と聞いている。

穴澤委員：安全面において心配はないのか。

所管課：後追いではあるが、必要に応じて適切に修繕等しており、安全性は確保されている。

生駒会長：諸経費に含まれている法人税について、どのように金額を算出しているのか。

所管課：指定管理者である「公益財団法人 四街道市地域振興財団」の指定管理事業全体に係る税額を、施設各々の収益額で按分し求めているようである。

生駒会長：収支予算書「収入の部」に記載の「諸経費」について、決算書では科目の記載が消えているが、内容は何か。

所 管 課：指定管理料に含まれる諸経費分の収入額を示しており、決算書では指定管理料科目に統合されている。

生駒会長：人件費の増加要因として、指定管理者内部の組織編成の見直しを挙げているが、妥当な内容と判断してよいか。

所 管 課：平成24年度は、設備管理及び自主事業を統括する「マネージャー」という位置付けで職員を1名増員したことを確認しており、問題ないものと認識している。

幸田委員：日常点検や利用者アンケートの結果を通じて、設備や備品の不良・異常が報告されているが、リスク分担において市が責任を負う部分について対応に不備はないか。

所 管 課：適切に対応している。

幸田委員：各種修繕等については、市（所管課）に対しても積極的な対応をお願いする。

生駒会長：その他意見等なければ、四街道市国民保養センター鹿島荘の指定管理者の評価についての質疑はこれで終了とする。

③ 四街道市総合福祉センター及び南部総合福祉センターわろうべの里

所 管 課：(資料説明)

生駒会長：経理区分間繰入金支出について、説明の補足をお願いしたい。

所 管 課：指定管理者である「社会福祉法人 社会福祉協議会」は、公的補助を受けて活動すべき団体であるが、過去の指定管理に係る事業収入が多額の内部留保（繰越金）として蓄えられていたため、団体内部で新たな基金を整備する名目で経理区分間の繰替えを行い、指定管理料からの繰り出しがあったものである。

平成24年度の収支決算では過年度と比較して支出額が増大しているが、先の理由によるものであり、当該施設の事業負担になるような問題があったわけではない。

大塚委員：基金とは、どのような内容のものか。

所 管 課：財政調整基金及び災害ボランティアセンター運営基金である。

生駒会長：これまでの事業収入に対する課税はどうなっていたのか。

所 管 課：評価資料2に記載している「公課費」（の一部）として毎年度賦課され、納付後の残額が繰越金として蓄えられていた。

今後は、積極的に自主事業を実施する等、多額の内部留保が生じないように努めると共に、指定管理業務の充実により還元していく方法を検討すると聞いている。

幸田委員：社会福祉法人であるがために、株式会社等であれば当然に得る利益の取り扱いに苦慮した結果と判断するが、実質的には指定管理者の経営努力により生み出された収入であるため、評価に当たっては注意が必要と思う。

市側の問題としては、指定管理料の設定が高すぎたということはないか。

生駒会長：指定管理料の金額の妥当性について、所管課はどのように考えているか。

所 管 課：適正利潤を判断する基準が明確ではないが、利益率は指定管理料の10%程度であり、民間企業等であればそもそも問題になる金額ではないと考えている。

大塚委員：評価の方法について、総合福祉センターと南部総合福祉センターわろうべの里を区分して評価することはできないのか。

一括評価では、施設個々の状況が見えてこないと思う。

事務局：従来からの運用では「協定」の形態に応じた評価を原則としているが、「施設」ごとの区分評価も可能であるため、他の合議体の意見も伺いながら検討することとしたい。

生駒会長：その他意見等なければ、四街道市総合福祉センター及び南部総合福祉センターわろうべの里の指定管理者の評価についての質疑はこれで終了とする。

④ 四街道市福祉作業所

所管課：(資料説明)

穴澤委員：利用者の個々の障がいや特性に応じた支援に関して、施設はどのように取組んでいるのか。

所管課：利用者本人及び家族の意向を把握した上で、個別支援の充実を図っている。

大塚委員：指定管理者の自己評価（第二福祉作業所）において、「事故発生時並びに災害発生時の対応体制の構築」が「B（一部に適切・良好でない部分があったが、改善済み又は見込みである）」と記載されているが、理由は何か。

所管課：避難時の誘導において、一層の時間短縮に向けた訓練が必要であると聞いている。

穴澤委員：防災訓練が年2回（9月・3月）というのは少ないのではないか。

所管課：防災訓練の回数を増やすことについては、既に指定管理者とは協議中である。

なお、指摘の内容とは多少異なるが、平成24年度には、新たな取組みとして千葉県西部防災センターでの社会研修が年間行事に加えられている。

大塚委員：同様に「建物・設備の維持管理」が「B（一部に適切・良好でない部分があったが、改善済み又は見込みである）」と記載されているが、理由は何か。

所管課：施設老朽化に伴う壁・床の剥がれ等の美観部分がマイナス要因と聞いている。

大塚委員：安全面において不安はないか。

所管課：利用者の安全を第一に考え、転倒事故が発生しないよう適切に修繕等しており、安全性は確保されている。

幸田委員：利用者も高齢化しているようだが、現時点で問題等はあるか。

所管課：利用者を支える家族の高齢化も重なり、通所が困難となるケースが増えることが予想されるため、その対策を図ることが今後の課題と考えている。

幸田委員：「総合福祉センター及び南部総合福祉センターわろうべの里」と同様、経理区分間繰入金支出によって1,000万円を超える金額が基金に積み立てられているが、内部留保を減らす目的であるならば、施設の諸問題等への対応に有効に活用してもらいたい。

生駒会長：その他意見等なければ、四街道市福祉作業所の指定管理者の評価についての質疑はこれで終了とする。以上で議題1を終了する。

議題2 平成24年度に実施された指定管理者による施設管理状況の評価に係る答申（案）

① 旭ヶ丘老人憩の家

事務局：(資料説明)

生駒会長：意見等あるか。

幸田委員：各委員の評価コメントの取扱いはどうなるのか。

事務局：本委員会の意見として結果通知書（答申）へ付すべきか、記載内容を含め、この場で議論していただく。

なお、付帯意見として取扱わない評価コメントについては、本委員会からの参考意見として施設所管課に別途通知する。

生駒会長：意見等なければ、「平成24年度旭ヶ丘老人憩の家に係る指定管理者評価表」については、原案のとおり決定する。

② 四街道市国民保養センター鹿島荘

事務局：(資料説明)

生駒会長：意見等あるか。

生駒会長：意見等なければ、「平成24年度四街道市国民保養センター鹿島荘に係る指定管理者評価表」については、原案のとおり決定する。

③ 四街道市総合福祉センター及び南部総合福祉センターわろうべの里

事務局：(資料説明)

生駒会長：意見等あるか。

生駒会長：意見等なければ、「平成24年度四街道市総合福祉センター及び南部総合福祉センターわろうべの里に係る指定管理者評価表」については、原案のとおり決定する。

④ 四街道市福祉作業所

事務局：(資料説明)

生駒会長：意見等あるか。

生駒会長：意見等なければ、「平成24年度四街道市福祉作業所に係る指定管理者評価表」については、原案のとおり決定する。以上で議題2を終了する。

答申後、閉会